

火入れと野焼きに注意!!

—大切な森林を山火事から守るために—

【火入れ】

火入れとは、森林又はその周囲1kmの範囲内で立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為で、市町村長の許可が必要!

火入れ許可の対象は、次の目的に限られます。

- ◆造林のための地ごしらえ・開墾準備
- ◆害虫駆除・焼畑・牧草の改良

(森林法第21条)

【野焼き】

枯れ草や廃棄物を焼却する行為で、下記以外は**禁止!**

- ◆農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ず行われる廃棄物の焼却
- ◆たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却で軽微なもの

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律等)

